様式第2号(第7条関係)

|  |
| --- |
| 粕屋町障がい児放課後等対策事業利用決定（却下）通知書粕介障第号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様粕屋町長　　箱　田　　彰　　印　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった粕屋町障がい児放課後等対策事業について、下記のとおり(決定・却下)しましたので通知します。記1　認定 |
| 　 | 対象者氏名 |  | 生年月日 | 　　年　　　月　　　日(　　歳) |  |
| 住所 | 　 |
| 緊急連絡先 |  | （対象者との続柄　　 　　　 　　）（電話番号　　　　 　 　 　　　） |
| 決定理由 |  |
| 利用期間 | 　　　　年　　　月　　　日　から　　　　年　　　月　　　　日まで |
| 2　却下(却下理由)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。